

令和4年 第9回浅口市農業委員会議事録

令和4年9月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画について

議案第32号 浅口市農業委員会会議規則の一部改正について

日程第4 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年10月14日（金））

開会（午後1時31分）

議長 それでは、ご苦労さまです。

コロナが大分収まってきたなあというふうな話が出ておりますが、まだ暑さのほうは非常に暑くて、今日も朝、昼ここへ出てくる前に、うちの温度計、日陰で風が通るようなところに置いとんどすけど、それが36度を示しております、うわあ、これは今日も暑いなあというふうなことで、そして今度は心配なのが台風なんですよ。台風が九州と中国地方を中心に行きゃあへんかというふうなデータが出ておりましたけど、これから心配事が増えると思います。それから、暑さには十分お気をつけ願いたいと思います。

それでは、これより令和4年第9回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は13名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

毎回のことですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うことにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において8番虫明委員、9番虫明委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

615番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年9月15日提出。

番号615、鴨方町六条院中、田、446平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願います。

議長 615番の件について、私が補足説明をいたします。

位置図は、先ほど事務局から話もありましたように、1ページ、2ページであります。

位置は、旧定月池、今は住宅地に埋め立てられておりますが、そこから約200メートル南に位置します。譲渡し人は高齢のため管理できないということで譲り渡すものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明いたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声。

議長 質疑なしと認めます。

それでは、615番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、622番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号622-1、金光町地頭下、田、258平米。同じく2、金光町地頭下、畑、28平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

地図は3ページ、4ページになります。

県道の地頭下のコミュニティハウスのちょっと北のほう、300メートルほど入ったところになります。次のあれと重なってくるようになるんですが、譲受人が家のすぐそばの土地と、贈与になっとなんですが、交換するような格好になります。特に問題はないと思いますんで、審議のほうよろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、622番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、623番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号623、金光町地頭下、畑、662平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

地図は3ページ、4ページになります。

場所は、前の案件の200メートルほど北になります。譲渡し人は高齢で、今の位置が山の中腹のほうになって、高齢でもあり、作業がしにくいということで譲り渡すということになったことです。特に問題はないので、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

それでは、623番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、624番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号624、鴨方町益坂、畑、226平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　地図は5番、6番です。

場所は、益坂の大川神社の西側、30メートルぐらいのところなんですけど。譲受人がちょうど家、自宅の目の前の畑ですから、それを一緒にやろうという格好で話がまとまった話です。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

それでは、624番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、626番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号626-1、金光町占見新田、畑、750平米。同じく2、金光町占見新田、畑、123平米。同じく3、金光町占見新田、畑、59平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　1番大橋です。

地図は7ページ、8ページになります。

場所は、道木池上池、下池の間を北に170メートルのあたりにあります。譲受人が相続されたのですが、管理ができないということで、近所の譲受人に渡されるということで、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、626番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、628番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号628、寄島町、畑、630平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 場所は、地図で9ページ、10ページになります。

寄島の大浦神社の横の参道を抜けて、市営住宅があるところから中に入って、北に入って20メートルぐらいのところにあります。譲渡し人のほうがご高齢で、〇〇〇〇に住んでおられて、この譲受人の方は斜め前にご自宅がありまして、そこを管理するというので、今はきれいに草刈りをされておりますので、問題はないかと思えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、628番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、629番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号629、寄島町、畑、406平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

本件は、中古住宅に附属した農地の取得のため、下限面積が100平米となります。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 先ほどと同じ場所で、地図の隣り合わせのところなんですけど、今回は住宅を同時

に購入していらっしゃると思いますので、それに附属した形になります。問題はないかと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、629番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、630番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号630、鴨方町六条院中、田、888平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は、鴨方駅東の踏切から線路沿いに東へ約300メートル行った北側になります。現在は耕作はされていませんが、草刈りの管理はされております。今度鴨方ドライブインの国道から北側の開発予定地の中に譲受人の土地があります。その代替地としてこの案件を譲り受けるということでありまます。問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、630番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、631番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。631-1。鴨方町深田、田、1, 216平米。同じく2、鴨方町深田、畑、356平米。同じく3、鴨方町深田、田、112平米。同じく4、鴨方町深田、田、378平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図は13ページから18ページになります。

場所は、1のところですが、鴨方中学校から西へ約300メートルぐらい行ったところの左側といいますか、南に田んぼ2枚ぐらいを越えた3枚目になりますけど、そこと、2番はそこからまた100メートルほど西へ行って、ちょうど鴨方クリニックよりも約100メートルぐらい手前になりますけれども、そこを今度は北のほうへ上がって、約150メートルぐらい上がったところからまた山のほうへ、東側になりますけど、山のほうへ向いて約百四、五十メートルぐらいになりますか、行ったところが2番です。あと、3番は、さっきのところの分岐点から約100メートルぐらい行ったところの平石池の土手のすぐ手前になりますか、その位置になります。あと、4番は、同じくみどりヶ丘へ上がる道から200メートルぐらい西になりますか、西ノ谷の入り口から南へ向いて約100メートルぐらい行った指田川のすぐ南側という位置にあります。

ほんで、譲渡し人が、譲渡し人といいますか、今〇〇〇〇へ住まわれてますけど、こちらへもう帰るあれがないらしくて、今までは耕作されてた人がおられたみたいですがけれども、ここ数年来、亡くなられたりしてシルバーに草刈り等をお願いしてたようですがけれども、さっき言ったように、帰らないというようなことになりまして、息子さんの知人である譲受人との話がまとまったことのようにです。問題なかろうかと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員

なし声

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、631番の件についてご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

620番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年9月15日提出。

番号620、金光町占見、田、1、410平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長

次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員

2番渡邊です。

地図は19、20ページになります。

場所は、金光中学校の北の新川沿いに東へ200メートルほど行ったところになります。土地は、長年耕作放棄地となって、木が生えたりしてかなり荒れている土地で

す。耕作する気もなく、今回処分をすることになったようです。特に問題ないんで、審議のほうよろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、620番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、625番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号625、金光町占見、田、815平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要として、〇〇〇〇となります。農地区分は第2種ですが、当該の転用目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほんじゃあ、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。
 地図は21、22ページになります。
 625をやるんですね。

議 長 はい、625です。

委 員 柵池の北の旧道がありますが、唐川建設の事務所があるんですが、その東100メートルほどのところになります。譲渡し人は、昨年12月にも隣地を同じところへ分譲として譲り渡しております。その地続きで、今回も同じように建売宅地として処分するというので業者と話がまとまったようです。特に問題はないと思いますので、審議よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、625番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、632番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号632-1、金光町占見新田、田、200平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2ほかといたしまして、田、6筆、5,303平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地で、施設の概要といたしまして、〇〇〇〇となります。農地区分は第3種で、用途地域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、この案件につきましては、許可適当と認められた場合、3,000平米を超える案件であるため、農地法の規定により次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可意見を付して諮問いたします。同委員会での確認を経て、許可が適当と認められた場合には、許可書を交付するようになります。許可日は、県による開発行為の許可日と同日となります。

以上でございます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

地図は23、24ページということになります。

場所は、金光小学校の西へ300メートルほど行ったところになります。県道沿いです。この土地は、主には1人の人が持っておられるんですけど、今までは、去年までは身内の人が〇〇〇〇のほうから来て耕作をしていたんですが、大規模農地でもあって、耕作するのがだんだん厳しくなったということで、管理もできないということです。譲渡し人のほうも、女の人だけで、なかなか今後の管理もできないということで、今までもいろいろ相談があったらしいんですが、このたび商業用地と分譲住宅ということで処分をすることになったようです。東西にある水路とか雨水の排水等もきちっとしてるようです。特に問題はないと思いますので、審議のほうよろしく願います。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、632番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、627番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになりますので、お開きください。

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和4年9月15日提出。

番号627-1、金光町地頭下、田、1,342平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。同じく2、金光町地頭下、田、1,232平米。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的はコミュニティー広場で、施設の概要として、〇〇〇〇でございます。農地区分は第3種です。

本件でございますけれども、過去2回委員会のほうで採決保留となって、一旦申請を取り下げられての再度の申請ということになっております。前回の採決保留となった理由といたしまして、広場の設置場所について地元の方々に十分に情報共有がなされていないということで、転用の確実性のあたりが十分でないのではないかということでの保留となりました。また、一時地区の総会で位置について議論されるのではな

いかということをございましたけれども、結果的には議題のほうに上がらなかったということをございます。その後関係者の方々に意見があったという方々へ説明をして、ほぼ理解が得られたということをございます。

なお、先般地元の〇〇〇〇地区の区長さんに様子をお聞きしましたところ、区長さんとしては、当初からこの場所に移設するという話であり、そのように説明が行われてきたと。それで、各それぞれの説明会においても、特に移設する場所について意見が出たわけではないので、支障はないと思うということをございました。

以上をございます。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 渡邊です。

今事務局のほうから説明がありましたので、審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

どうぞ、安田委員。

委 員 3番の安田です。

この件は、私のあれなんですけれど、基本的に区長さんのほうからも異議はないとかというふうなあれがあったんですけれど、そのことに関して、区長さんのほうからこの件に関してどういうふうに話をしたいかという、どういうふうにするかというふうな話が私の耳には入ってきてませんし、概ね地区の総意は取れたというふうなことがありましたけれど、これが出て、内々に反対の意思を示してる地区の方にお聞きすると、それに対してそれ以降にもう一度確認の話合いはなかったということで、この件に来てます。ですから、要は、位置について区のほうとすればあまりこの件に関して触れたくないというのが現状みたいです。ですから、どこまで引っ張るかというのもあるんだと思うんですけれど、中にはあそこへ作る必要性はないと言う人も耳に入りますし、区のほうで、誠実にもう一度こういうものを区の中で話をしていただきたいというのが推進委員としてのお願いです。

以上です。

議 長 そのほか何かご意見ありますか。

安田委員、ほんならこれは、審議保留にしてもらいたいということですか。

委 員 できれば。

議 長 どうぞ、山下委員。

委 員 山下です。

先ほどの件なんですけど、私は、今〇〇〇〇〇〇という会の副会長をしています。私、〇〇〇〇〇〇のほうにも、この件についていろんな話が各方面から来てます。いろんな資料も、今までの議事録、そういった資料も見せてもらいました。ちびっこ広場の移転に関する地元住民の意見についてというもの、まず〇〇〇〇〇〇地区については令和3年7月3日に説明会での反対意見はなしとか、〇〇〇〇〇〇地区については令和4年5月1日の説明会での意見はなし、〇〇〇〇〇〇地区については令和4年5月18日に〇〇〇〇〇〇自

治組合長に説明し、意見はなしと。〇〇〇〇地区については、令和4年7月3日の説明会で、現在の計画図でよいという住民の総意を取ったと。また、地元の土木委員については、移設先は現在の計画図でよいという各地区の了承を得ることになった。各地区から特に反対の意見はないという土木委員からのそういう意見があったという資料をもらってます。

今までの経緯、私のほうへ話があったのは5月の終わりぐらいだったですか、話があって今までの経緯を聞いてるんですけど、保留するというのは非常にできない状況、これ以上保留にすると、言ってみれば裁判とかというような話も出てます。それは、その内容が私がもらってる内容での保留ということになると、裁判もかなり忙しくなるんじゃないかなというふうに思うんですが。

議長 今山下委員のほうからは地元地区も賛成だというふうな意見がほぼ出て、安田委員とちょっと違うんですが。

岡田委員、どうぞ。

委員 地元の方のお話がどうなってるかとか分からないですけど。

どちらかということ、事務局に確認ではあるんですけども、要するにこれ、議案として上がっていて、許可要件を満たしてるというふうなことで上がってきてると思うんで、そうだとすると、そこら辺の地元の書類であったりとか了解であったり、そういったものは一応そろってるという理解で上がってきてるのかなと思ってるので、仮にそこが法律とか審査基準とか、そういったもので許可要件を満たす書類がそろってるにもかかわらずこれをずっと認定を留保、留保、留保とすると、もちろん許可しちゃいけないものは許可しては駄目なんですけれども、仮に許可要件を満たしているにもかかわらず、違法に、これ、建築許可とかでよくあるんですけども、仮に違法にこのままずっと持ち続けたら、行く行くは国家賠償とか申請義務づけというところもできるんですよ、許可の義務づけ、そういったものが出てくるので、そこら辺、許可要件を満たしているのか満たしてないのか、そういう今安田委員がおっしゃられたような意見もあるんですけども、それを踏まえて委員会としてどう判断すべきかだと思うんで、そこら辺はどうですかね。

事務局 もともとが地区のほうがどのようにその位置について理解されているかというところが主だったわけなんですけれども、実際、当初で言うと2年ぐらい前からこの計画が動いとるわけなんですけれども、それでその間で、令和3年頃から具体的に地区のほうに説明をされてきたというところでございまして、ただ説明会自体が本体との一体での説明ということで、あまり周知はされていなかったところがあったかなとは思いますが。場所について注目が集まってなかったところもあるとは思いますが、ただ実際にお話を聞く限りでは、その位置、場所についての反対意見というのが表立って出ていなさそうな感じなんです。

小さいコミュニティーの中でいろいろな意見が出ているような実態はあるようなんですけども、それ、全体的に説明会の場であったり、それから地区の総会でも特に議題にもならなかったというところで、意見が拮抗して動きようというようなどこ

ろは見てとれませんでした。それで、一応区長さんのほうにも、それを踏まえて実際どうなのかということを確認したんですけれども、同じような捉まえ方をされておられまして、表立っての反対意見というのはないというふうに認識しているということでした。

以上でございます。

議長 そのほか何かご意見ありますか。

委員 なし声

議長 それでは、安田委員が言われとったんですが、ほとんど条件も整っておるといふような事務局の判断でもありますし、今岡田委員が言ったように、条件が整つとんにそれに反対するのが裁判とかいろんなことになってくるんじゃないかと、またその条件が合わなくなってくるんじゃないかというふうなこともありますので、許可することよろしいでしょうか。

何か反対意見ありますか。

どうぞ、渡邊委員。

委員 農業委員会に地区の方から何も言うてきてないわけですね、反対とか。

事務局 具体的には。安田さんとはお話を伺って、情報を入れていただきょうたんですけれども、地区のほうからこうしてくれああしてくれというふうな意見はいただいてません。

議長 そのほか何かありますか。

それじゃあ、許可しないほうがいいという意見も安田さんからあるんですが、どんなでしょうか。そのほか異議ありませんか。

委員 ありません。

委員 もうないです。普通に考えたら。

委員 今のところはそれで。

議長 そういう意見なんですが、よろしいでしょうか。

委員 地元なら。

議長 ほんじゃあ、許可することよろしいでしょうか。

委員 異議なし声

議長 それじゃあ、627番の件について、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第31号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

議案第31号農用地利用集積計画につきまして。令和4年9月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号11番から12番の2件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は2名、農地は2筆です。全て新規です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が1筆、3年以上6年未満が1筆となっております。

次に、7ページに移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田1, 610平方メートル、畑ゼロ平方メートル、計1, 610平方メートルです。

以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

議案第32号浅口市農業委員会会議規則の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書のほうですけれど、別冊になっております。

議案第32号浅口市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてのほうをご覧いただきたいと思っております。よろしいですか、別冊のほうですけれども。

農業委員会の、これは通常、総会という言い方をするんで、この会議についてなんですけれども、原則公開するように法律のほうで定められております。これまであまり傍聴ということが実態にはなかったんですけれども、過去に数例あったかなぐらいなんですけれども、基本的には公開をして、傍聴希望者があればそれを許可するというようなことになっております。その中で、現行の規則においても、傍聴の際に、自由勝手にされても困りますので、制限する項目というのを記載しておるんですけれども、ちょっと不十分であることから、これまでは内規で項目を追加して制限するというところでやってきましたが、今後農業振興地域の見直し等々によりまして、大規模な農地転用というものが増加が見込まれるということで、もしかしたら傍聴の申出があるかもしれないということがありますので、そのときに備えて、傍聴者の行動を制限する項目について規則に明示をいたしまして、広く周知を図るために、規則の改正をしたいというところでございます。

議案書の3ページ目をご覧ください。

農業会議規則、抜粋ということで、見え消しということでございます。

傍聴人に対する事項ということで、改正したらどうなるかというふうなことを書かせていただいているんですけれども、今回の改正によって変えるところがございますけれども、下線が引いてあるところが書き加える部分となります。それから、2本線でやっているところが訂正をする箇所ということになります。

主な内容といたしましては、傍聴する人の人数制限であったり、それから会議の内容を撮影、録音をすることを禁止することなどとなっております。よろしくお願

たします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。
どうぞ、岡田委員。

委員 13番の岡田です。
一応改正自体はいいと思うんですけど、1点、5項のところなんですけど、酒気を帯びている者とか凶器等危険な物を携帯している者、係員の指示に従わない者については入場制限をするということなんですけど、これってかなり限られた人といいますか、なので、通常こういうのを設けると、最後のところに前号、各号のほか、議場の秩序を保持するために支障があると認めた者とかというような形で、場合によっては議題の内容について意見を持った人がわあわあ来て議場を荒らすとか、そういったことも考えられるので、そういう一般的な、これはバスケット条項というんですけど、具体的じゃなくて抽象的に、議長のほうでちょっとこの人は危ないなという人は入場制限できるというような規定を入れておかれたほうが、柔軟に対応できるのかなというふうに思うんで、それを付け加えられたらいかがでしょうか。

議長 今岡田委員のほうから、これの第5項ですかね。

委員 第5項ですね。

議長 5項の分を付け加えたほうがいいんじゃないかという意見があったんですが、今の意見はどうでしょうか。

事務局 事務局、どうぞ。
一応6項のところ、傍聴で次の事項を守らなければならないということで、私語や談笑をしないこととか、賛否を表明し、または拍手しないこととかというふうな項目を入れさせていただきまして、要するに議事を妨害するような行為をしないこととかもともとございまして、これについて違反するときは、議長がそれで命令に従わないときは退場させるということがありますので、これで拾えるんじゃないかなと。

委員 それは、中に入ってることが前提なんですよ。なので、入る前。

議長 議場の中へ入るとのことですか。

委員 そうそうそう。議場の中に入ってることが前提なので、入って制止できるのは当然なんですけど、入る前からそういうことが予想される場合には入場制限ができるようにということで、あらかじめ2つを設けるんです、通常は。なので、その観点から、先に5項に入れたらどうですかという提案なんですけど。

議長 今岡田委員が言われました議場に入る前に。

委員 入場することができない。

議長 止めたらいんじゃないかというふうな文章を入れたらいんじゃないかという。

委員 もちろん2つやっとならば完璧だと思うんで、そのためにという。

議長 今岡田委員がそのように言われたんですけど、どうでしょうか。

委員 異議なし声

議長 ほんじゃあ、岡田委員のように修正できます。

事務局 ええ。その書きぶりは事務局にお任せいただくということで、今後加えるという形での改正ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。

委員 異議なし声

議長 ほんじゃあ、次回の会議のときに、改正したものをもう一度お配りしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 どうぞ。

委員 2番の藤丘ですけど、傍聴人は、自己の氏名、住所及び連絡先を受付簿に記入しなければ、これ、誰がどういうふうに何年保管するんですか。

事務局 何年保管。保管年数は想定してなかったです。雑文書ということで、1年ほどでええかなと思います。

委員 それは、明記しといたほうがええんじゃないです。

事務局 文書保存規程というのがございますので。

委員 保存規程に準ずるなら準ずると。

事務局 その文書保存規程というのが全般的な文書類に関する保存規程になりますので、個別にこういった形では通常は記載しないということになっています。

委員 でも、まあ、はい。

議長 よろしいでしょうか。

委員 これは、そういう対応になるわけですね。

議長 それでは、この規定、今、先ほど藤丘委員のほうも、何年保存するかというふうなことがありましたが。

委員 今の時代じゃけえ分からんからね。

議長 岡田委員が言われたように文書を改訂したものを、次の会議のときに配付するように事務局のほうにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 異議なし声

議長 それでは、このことをよろしく事務局のほうお願いいたします。

事務局 ①許可申請書の添付書類について
②転用許可事務にかかる県からの通知について
③次回の委員会について

議長 それでは、ないようですので、以上で委員会を閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後2時32分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩